

新潟市下水道部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める下水道部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する下水道部に置く室及び係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	係	分掌事務
経営企画課	グループ制	下水道使用料、公設浄化槽使用料、受益者負担金、受益者分担金及び公設浄化槽分担金のシステム運用に関する事項
		指定排水設備工事店の指定に関する事項
		下水道事業の広報に関する事項
		下水道使用料、公設浄化槽使用料、受益者負担金、受益者分担金及び公設浄化槽分担金の歳入及び歳出の統計に関する事項
		下水道事業に係る総合調整に関する事項
		下水道事業に係る予算及び部の予算の調整に関する事項
		下水道事業に係る決算及び決算統計並びに部の決算の調整に関する事項
		下水道事業の経営、企画及び調整に関する事項
		企業債等に関する事項
		下水道事業に係る経理に関する事項
		固定資産台帳の作成及び管理に関する事項
		企業会計システムの管理及び運用に関する事項
		取扱金融機関の指定及び契約並びに公金の運用に関する事項
		取扱金融機関等の検査に関する事項
		公金及び有価証券の出納及び保管に関する事項
		一時借入金に関する事項
		財務諸表その他の会計資料の作成に関する事項
		企業出納印の管理に関する事項
		排水設備設置資金融資に係る資金の預託に関する事項
		部の他の課及び機関の所管に属しない事項
		課及び下水道計画課の庶務に関する事項
下水道計画課	グループ制	下水道事業の基本計画及び事業計画の策定に関する事項
		下水道事業に係る調査及び企画に関する事項
		下水道事業に係る整備計画の調整、策定、総括及び進行管理に関する事項
		下水道の供用及び処理開始の公示に関する事項
		応急排水事業（下水道部の所管するものに限る。）の総括に関する事項
		公設浄化槽の整備区域の指定及び告示に関する事項
		下水道管理者以外の者の行う工事の承認基準に関する事項
		防水板設置及び住宅・駐車場かさ上げ助成の総括に関する事項
		下水道台帳の総括に関する事項
		下水道施設のストックマネジメント計画及び地震対策計画に関する事項

（機関の室及び係、機関の課の係の分掌事務）

第3条 規則第14条に規定する下水道部の管理の下に設置する機関に置く室及び係、機関の課に置く係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

機関	室・係	分掌事務
東部地域下水道事務所及び西部地域下水道事務所	業務係	受益者負担金、受益者分担金及び公設浄化槽分担金の賦課及び徴収に関する事項
		下水道使用料及び公設浄化槽使用料の賦課及び徴収に関する事項
		工事の施工に伴う損失補償に関する事項
		処理開始に伴う説明会に関する事項
	排水設備係 （東部地域下水道事務所に限る。）	排水設備等の設置に伴う審査及び検査に関する事項
		排水設備等の設置資金の融資及び助成に関する事項
		私道公共下水道の設置申請に関する事項
		浸水対策に係る助成の申請に関する事項（防水板設置及び住宅・駐車場かさ上げ助成を除く。）
		公益財団法人新潟県下水道公社等に関する事項
		排水設備工事助成に係る基準工事費に関する事項
		公設浄化槽の設置及び維持管理に関する事項
	計画調整係	下水道工事の調整に関する事項
		応急排水事業に係る調査に関する事項
	工務第1係、 工務第2係	下水道管渠に係る工事の設計及び施工に関する事項
		雨水排除改善施設及び都市下水路に係る工事の設計及び施工に関する事項
		応急排水事業に係る工事の設計及び施工に関する事項
		下水道管渠の改築のうち、地震対策及び地震対策路線の長寿命化に係る調査、設計及び施工に関する事項（西部地域下水道事務所に限る。）
		下水道橋の改築のうち、地震対策に係る工事の調査、設計及び施工に関する事項（西部地域下水道事務所に限る）
		下水道の取付管に係る工事の調査、設計及び施工に関する事項
	雨水対策推進室（東部地域下水道事務所に限る。）	基幹的な雨水排除改善施設に係る工事の設計及び施工に関する事項
	普及推進室 （西部地域下水道事務所に限る。）	水洗化の普及、啓発及び広報に関する事項
		各種助成制度等の統計に関する事項
		排水設備等の設置に伴う審査、検査及び処分に関する事項
		排水設備等の設置資金の融資及び助成に関する事項
		私道公共下水道の総括及び設置申請に関する事項
		浸水対策に係る助成の総括及び申請に関する事項（防水板設置及び住宅・駐車場かさ上げ助成を除く。）
		公益財団法人新潟県下水道公社に関する事項
		排水設備工事助成制度に関する事項
		公設浄化槽の設置及び維持管理に関する事項

下水道管理センター 維持管理課	グループ制	下水道管渠等の維持管理計画の調整に関する事項
		下水道台帳に関する事項
		下水道管理者以外の者の行う工事の承認に関する事項
	管理係	下水道の用地及び排水施設の占用許可に関する事項
		私設排水路等の助成に関する事項
		工事の施工に係る損失補償に関する事項
		下水道管理センターの庶務に関する事項
	改築係	下水道管渠の改築のうち、地震対策路線以外の長寿命化に係る工事の調査、設計及び施工に関する事項
		下水道橋の改築のうち、長寿命化に係る工事の調査、設計及び施工に関する事項
		下水熱利用に係る工事の調査、設計及び施工に関する事項
	維持第 1 係、 維持第 2 係	下水道管渠等の維持管理に関する事項
		応急排水事業の維持管理に関する事項
下水道管理センター 施設管理課	グループ制	処理場、ポンプ場等の土木施設の維持管理に関する事項
	ポンプ場第 1 係、ポンプ場 第 2 係	ポンプ場の維持管理に関する事項
		下水道台帳に関する事項
	水質係	下水道の水質規制等に関する事項
		下水処理施設の水質等の試験及び検査に関する事項
		下水処理施設の水質管理に関する事項
	処理場係	処理場の維持管理に関する事項
		下水道台帳に関する事項
下水道管理センター 施設整備課	グループ制	処理場、ポンプ場等に係る計画の調整及び進行管理に関する事項
	施設係	処理場、ポンプ場等の設計及び工事の施工に関する事項

（機関に置く室及び係が所管する区域）

第 4 条 規則第 1 3 条に規定する下水道部の管理の下に設置する機関に置く室及び係、機関の課に置く係が所掌する分掌事務について、所管する区域は次のとおりとする。

機関		室・係	所管区域
東部地域下水道事務所		業務係	北区、東区、中央区及び江南区の各区域
		排水設備係	
		計画調整係	北区、東区、中央区及び江南区の各区域
		工務第 1 係	
		工務第 2 係	
		雨水対策推進室	全市域
西部地域下水道事務所		業務係	秋葉区、南区、西区及び西蒲区の各区域
		計画調整係	秋葉区、南区、西区及び西蒲区の各区域
		工務第 1 係	全市域
		工務第 2 係	秋葉区、南区、西区及び西蒲区の各区域
		普及推進室	全市域
下水道管理センター	維持管理課	管理係	全市域
		改築係	

		維持第 1 係	東区、中央区、江南区、南区、西区及び西蒲区の各区域
		維持第 2 係	北区及び秋葉区の各区域
	施設管理課	各係	全市域
	施設整備課	施設係	全市域

附則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。